



三重県新型インフルエンザ等対策行動計画 中間案 に対する意見への対応等について

三重県感染症対策課

三重県新型インフルエンザ等対策行動計画（中間案）にかかる意見募集等の概要

パブリックコメント

期間：令和6年12月10日（火）から令和7年1月10日（金）まで

周知方法：・三重県ホームページ

- ・三重県 医療保健部 感染症対策課及び三重県情報公開・個人情報総合窓口での資料配布
- ・県内保健所での資料配布

市町への意見照会

期間：令和6年12月10日（火）から令和7年1月10日（金）まで

対象：各市町 危機管理担当部局、健康福祉担当部局

内閣感染症危機管理統括庁による確認

照会方法：各都道府県が作成する新型インフルエンザ等対策行動計画については、案が作成された時点で内閣感染症危機管理統括庁による内容の確認を受けるよう指示されていたことから、パブリックコメントの実施に合わせ、統括庁に送付。

意見送付：意見等については、令和6年12月中に回答あり。

三重県新型インフルエンザ等対策行動計画（中間案）にかかる意見募集等の結果

- ・パブリックコメント：2件
- ・各市町：5件
- ・内閣感染症危機管理統括庁：94件（軽微な指摘等を含む）

三重県新型インフルエンザ等対策行動計画中間案に対する主な意見への対応（1／4）

○パブリックコメントにおける意見および対応

頁	項目	ご意見の概要	対応
51	第1章 第2節 図8	<ul style="list-style-type: none">対策本部の組織体制について、事務局としておくのは、企画、報道対応、人事といった機能のみでよいのではないか。それ以外（医療体制班等）は実働部隊なので、各部の中の医療保健部に紐づく形とした方がよいのではないか。対策本部の組織体制における事務局組織は「班」「G」、各部の組織は「課」「班」であり実態がわかりにくいのではないか。中で働く職員にとっても、外部（国等）から応援で入った場合にも、直感的にわかりやすい組織構造としておくのが望ましいと思うがいかがか。	<ul style="list-style-type: none">対策本部の事務局においては、新型インフルエンザ等に直接対応する専属の部門であり、それ以外の各部については、通常業務と関連して生じる新型インフル対応に関する業務を行うものと整理しています。そのため、事務局と各部の機能についてすみ分け、記載しているところです。「班」「G」とすることで、平時の組織体制と区別され、有事の体制であることが分かりやすくなると考えています。なお、三重県災害対策本部の組織体制についても同様の区分としています。
80	第4章 第3節(2) 3-1-1⑤	<ul style="list-style-type: none">患者情報については、県民の感染対策に真に必要な情報に限って公表すべきである。中途半端な個人情報の公表は、感染対策に結びつかず、むしろ、疫学調査を阻害することになりかねない。感染状況のフェーズ毎に状況は変わってくると思うが、新型コロナの対応を総括した上で、国の公表基準をベースにするとか、統計・分析したものを中心にするとか、何らか記載できないものか検討いただきたい。	<ul style="list-style-type: none">ご意見をふまえ、準備期の記載内容に以下のとおり追記します。 「県は、国における感染症の発生状況等に関する公表基準等の見直しをふまえ、必要な検討を行う。」 (最終案 P.75 第4章第1節(2)1-2-1④)

三重県新型インフルエンザ等対策行動計画中間案に対する主な意見への対応（2／4）

○各市町からの意見および対応

頁	項目	ご意見の概要	対応
全般		<ul style="list-style-type: none"> 「四日市市（保健所設置市）」と単に「四日市市」が混在しているため、統一されてはいかがか。 	<ul style="list-style-type: none"> 本県における保健所設置自治体は、「県」と「四日市市」のみであることから、本計画においては、基本的に保健所設置自治体を指す場合は「県および四日市市」、保健所設置市を指す場合は「四日市市（保健所設置市）」と記載しています。
15 82 105 118 148	第1章 第2節(3) ほか	<ul style="list-style-type: none"> 各項目の特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の記述に関して、第2波以降に備えたワクチンの接種を進めるなど、第2波以降に関する内容を対応期に盛り込んでいく必要があるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 本計画は感染拡大の繰り返しも織り込んだ想定としており、主に対応期において、複数回の流行の波が来ることを想定しています。 具体的には、対応期を「①封じ込めを念頭に対応する時期」「②病原体の性状等に応じて対応する時期」「③ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」「④特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」の4つの時期に区分けしたうえで、流行が繰り返すなど感染拡大が進んだ時期においても、ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まるることをふまえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替えることとしています。
56	第1章 第3節(2) 3-1-3⑤	<ul style="list-style-type: none"> 県の中間案では、「市町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、<u>他の市町</u>または県に対して応援を求め（略）」と記載されているが、特措法※上は他の市町村とあるため、「県または他の市町村に対して応援」が望ましいのではないか。 <p>※新型インフルエンザ等対策特別措置法 第26条の3 第2項 市町村長は、当該市町村の区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、<u>他の市町村</u>長に対し、応援を求めることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘をふまえ記載内容を見直します。

三重県新型インフルエンザ等対策行動計画中間案に対する主な意見への対応（3／4）

○各市町からの意見および対応

頁	項目	ご意見の概要	対応
58	第1章 第3節(2) 3-2-2-2	<ul style="list-style-type: none"> 市町対策本部については、新型コロナ対応においてほとんどの自治体が緊急事態宣言より前に既に設置済みであったことや、県の中間案の初動期において「県内におけるまん延に備え、市町および（略）に対し、業務継続計画または業務計画に基づく対応の準備を行うように要請する。」とあるように、業務継続計画に基づく対応は全庁体制となることなどから、初動期に設置しているほうが望ましいと考える。 このことから、県の中間案の対応期においては、「市町は、緊急事態宣言がなされた場合は、市町行動計画に基づき、直ちに、市町対策本部を設置する。」と記載されているが、早期対応を促進する観点から「対策本部が未設置の市町においては」との表現を追記してはどうか。 <p>（参考） ○県が設置する対策本部：政府対策本部の設置を受け設置 ○市町が設置する対策本部：緊急事態宣言の発出を受け設置</p> <p>※新型インフルエンザ等対策特別措置法 第22条第1項 第15条第1項の規定により政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、都道府県行動計画で定めるところにより、直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならない。 第34条第1項 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市町対策本部の設置については、国の行動計画等に基づき、初動期において県の対策本部の設置の記載に続いて「市町は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討」、対応期において「市町は、緊急事態宣言がなされた場合は、市町行動計画に基づき、直ちに、市町対策本部を設置する。」と記載しているところです。 一方で、初動期における「業務継続計画に基づく対応の準備」については、必ずしも市町対策本部の設置を求めるものではなく、情報の収集など、緊急事態宣言の発出時に市町対策本部を円滑に設置できるよう、諸般の準備を整えていただくこと等を想定しています。 これらをふまえ、県対策本部の設置と同時に市町対策本部の設置を行うことについては、各市町においてご検討・ご判断いただくものであると認識しています。
133 ほか	第11章 第1節(1) ほか	<ul style="list-style-type: none"> 国の行動計画において「地方公共団体」と記載されている殆どの部分は、県の中間案において「市町」に変更されているが、「地方公共団体」のままとなっている箇所がある。「地方公共団体」とする理由があればそのまでいいかと思うが、一度確認いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 「地方公共団体」については、他の都道府県や市町村を指しており、県内の「市町」とは区別して用いているところです。 ご指摘の箇所を含め、「地方公共団体」と記載している箇所について確認を行い、一部箇所については「地方公共団体」と表記しているものを「市町」に改めます。

三重県新型インフルエンザ等対策行動計画中間案に対する主な意見への対応（4／4）

○内閣感染症危機管理統括庁からの意見をふまえた主な修正箇所について

頁	項目	主な修正箇所 等
55	第1章第3節(2) 3-1-2①	<ul style="list-style-type: none">三重県（対策本部長）が持つ総合調整権限について、他の都道府県に対しても権限があるように読めてしまうため、「他の都道府県および関係市町」の記載を、「県、関係市町」という表現に修正。
58	第1章第3節(2) 3-2-2-1	<ul style="list-style-type: none">緊急事態宣言が行われた場合に、県民等に対し県がすべからく要請を行うように読めてしまうため、「必要に応じ」を追記。
90 ほか	第6章第3節(2) 3-1 ほか	<ul style="list-style-type: none">情報収集において収集する情報は、「病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）」だけでなく、臨床像や疫学情報等をふくむため、「等」を追記し、「病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等」に修正。
131	第10章第3節(2) 3-1-1①	<ul style="list-style-type: none">核酸検出法の実施対象の限定にかかる記載において、「重症例」という表現は既に診断がついている状態を指すため、診断前の状態であることがわかるよう、「重症化リスクの高い者」という表現に修正。
144	第11章第3節(2) 3-2-4②	<ul style="list-style-type: none">患者の「移送」「搬送」「移動」という文言が混在していたが、感染症法に基づく「移送」と、それ以外を指す「搬送」の2種類の文言で整理。
147 ほか	第11章第3節(2) 3-3-2-1② ほか	<ul style="list-style-type: none">主語を「県」から「県および四日市市」に修正。

三重県行動計画および市町行動計画の改定について

今後のスケジュールについて

令和7年 本日	第3回三重県感染症対策連携協議会（最終案）
3月上旬	医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案）
3月下旬	県行動計画の改定、国への報告等
4月～年度末	各市町において、市町行動計画の改定作業に着手

【参考】市町行動計画の改定について

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定により、市町村長は都道府県行動計画に基づいて市町村行動計画を作成するものとされ、各市町は、今般の政府行動計画および県行動計画の改定をふまえ、各市町行動計画の改定を行う必要がある。
- ・令和6年12月には、国から「市町村行動計画作成の手引き」が発出され、令和7年3月に予定している県行動計画の改定内容等と併せて参考にしていただきながら、令和7年4月には、改定作業に着手いただくこととなる。
- ・改定にあたっては、新型コロナウイルス対策に係る各市町と保健所の連携体制のほか、各地域の特性や、「三重県感染症予防計画」、各保健所において策定している「健康危機対処計画（感染症編）」等の内容をふまえた策定が必要となることから、県（感染症対策課および県保健所）において、各市町の改定作業の支援を行う。

ご協議いただきたい事項

- 事務局案として提示した三重県新型インフルエンザ等対策行動計画（最終案）※について、ご意見・ご協議いただきたい。

※資料1－2をご確認ください。